

「警察官」や「弁護士」を騙る 劇場型の特殊詐欺被害が発生

佐世保市内に居住する高齢女性が、本年5月から7月にかけて、
社債購入のための名義貸しによるトラブル解決費用
として、

合計2,200万円

をだまし取られる特殊詐欺事件が発生しました。

高齢女性（被害者）が被害に遭った状況は次のとおりです。

- ① 被害者の自宅にA社（架空会社）からパンフレットが郵送される。
- ② 後日、被害者宅にB社を名乗る男から電話があり、「A社の社債を買いたいので購入権を譲ってほしい」と言われ、被害者は、男から尋ねられるままパンフレットに書かれた番号を回答する。
- ③ すると後日、被害者宅に警察官を名乗る者から電話があり、「パンフレットの番号を教えたことは名義貸しになり、名義貸しは犯罪である。解決のため弁護士の指示に従うように。」と指示される。
- ④ その後、弁護士を名乗る者から電話があり、「解決のためには一時、お金が必要となる。お金は後から返金される。」と言われる。
- ⑤ 被害者は、弁護士を名乗る者の指示に従い、複数回にわたり宅配便で現金2,200万円を送金し、被害に遭ったもの。

◎ 被害防止のポイント ◎

- **実在する会社名であっても、身に覚えのないパンフレットが届いたら詐欺を疑いましょう。**
- **電話で「名義を貸して」、「逮捕される」、「現金をレターパック・宅配便で送れ」と言われたら全て詐欺です。**
- **多額の現金が必要となる場合は、その支払いが正しいかどうか自分1人で判断しないで、家族等に相談しましょう。**